

東近江市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市印鑑条例の一部を改正する条例

東近江市印鑑条例（平成17年東近江市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に、「登録されている」を「記録されている」に改める。

第7条第1項第1号中「登録」を「記録」に改め、「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録」を「記載が」に、「カタカナ」を「片仮名」に改める。

第9条第1項第4号中「登録されている」を「記載がされている」に改め、「、名」の次に「、旧氏」を、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法施行令等の改正に伴い、旧氏での印鑑登録が可能となるよう、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。